

2019年度事業計画

第1 概況

国内経済は、デフレ脱却と経済再生を最優先課題として取り組んだアベノミクスの効果により雇用・所得環境は改善傾向に向かっているとの評価もあるが地域の業種、事業者の規模によって景況感のばらつきがあり、中小企業・小規模事業者の多くはその実感を得られていない。加えて、深刻化する人手不足や後継者難、頻発する自然災害など厳しい事業環境にあり、その対応に苦慮しているところである。

こうした状況の中、国民生活、産業活動のライフラインとして重要な責務を担うトラック運送業界は、貨物自動車運送事業法の一部改正が行われ、トラックドライバーの労働条件の改善、トラック運送事業の健全な発達が図られるよう全力で対応することとしている。

また、長時間労働の是正を図るため、生産性の向上や取引改善の環境等「働き方改革」の実現に向けた対策を推進する。

さらには、安全かつ環境に優しいトラック輸送の実現、魅力ある事業の確立、業界の社会的地位向上のための諸施策の推進に向けて、諸課題を克服し業界に課せられた公共的な使命の達成に全力で傾注していかなければならない。

また、災害発生時には迅速に物資輸送等を担うためにトラック輸送サービスの維持・確保を図ることが責務である。

そのためには、景気の本格的回復と力強い政策運営を要望するとともに、今後の健全な事業基盤の整備を目指して、全日本トラック協会及び関東トラック協会等関係団体との一層緊密な連携のもとに業界の力を結集して、業界が抱える諸問題への対応を図るため、関係各方面への効果的な働きかけを強力に推進し、適切な成果を得られるよう努めるものとする。

また、関係法令を遵守するなかで、運輸安全マネジメントへの的確な対応を推進し、運輸事業振興助成交付金制度の更なる有効活用を図り、会員事業者の経営基盤の確立や社会的地位の向上に努めるとともに、地域と共生し生活と環境を守るため、次に掲げる施策を重点として事業活動を積極的に展開する。

第2 事業計画

1. 経営基盤の確立

- (1) 改正貨物自動車運送事業法について、周知を図るとともに改正作業に係る対応を的確に行う。
- (2) 働き方改革関連法及び労働関係法令改正を注視するなかで、労働環境の整備・改善を推進する。
- (3) 経営基盤安定のため契約の書面化に基づく公正取引の推進を図るとともに、標準貨物自動車運送約款の浸透による原価意識の向上並びに原価管理の徹底等による適正運賃收受の推進を図る。
- (4) 運輸安全マネジメントに対する的確な対応を柱に、輸送の安全確保等、事故防止対策を強力に推進し、コンプライアンスの確立を図るとともに、安全性優良事業所認定取得（Gマーク）の促進を積極的に推進する。
- (5) 燃料高騰対策の一環ともなる、エコドライブの推進に向けたEMS機器等の導入及びアイドリングストップ支援装置の普及促進助成事業等の支援対策を積極的に推進する。
- (6) 事業経営の負担を軽減するため、全日本トラック協会をはじめとする上部団体と連携し、自動車関係諸税の簡素化・軽減、税制特例措置の拡充に務める。
- (7) 協会組織の基盤強化を図るため新規加入会員の確保に努める。
- (8) 消費税について、2019年10月から税率が10%に引き上げられることを踏まえ、消費税にかかるその周知及び増税分の適正かつ円滑な転嫁を促進する。

2. 交通事故防止・労働災害防止の推進

交通・労災事故防止については、国土交通省が策定した『運輸安全マネジメント』及び『事業用自動車総合安全プラン2020』に基づき、交通事故防止に向けた取り組みを徹底するとともに、事業用トラックを第一当事者とする交通事故件数を車両1万台当たり1.5件とすることを目標（全国共通）とし事故防止対策の推進を図る。

さらに、交通・労災事故防止対策委員会を中心に、陸災防山梨県支部との連携を図りながら、各種事故防止運動に通じた啓発、講習会等における事故防止対策を周知徹底し、自動車事故対策機構が実施している運転適性診断を有効活用した事故防止対策に努め、本年

度も引き続き労災保険収支改善運動を強力に推進する。

- (1) モデル支部を指定するなかで、重大事故の誘因を排除するとともに、適正な労務管理及び運行管理の徹底等輸送の安全確保に向けた諸対策を推進する。
- (2) ドライブレコーダーやバックアイカメラ、衝突被害軽減ブレーキ等の事故防止機器導入補助支援対策を促進するとともに、追突事故防止マニュアル並びにドライブレコーダー映像集を活用した事故防止対策を推進する。
- (3) 「交通事故防止セミナー」を開催し、更なる安全意識の高揚と事故防止の徹底を図るとともに、無事故・無違反をグループで競う山梨県主唱の『セーフティードライブチャレンジ123作戦』への積極的な参加促進を図る。
- (4) 春・秋の「全国交通安全運動」をはじめとした各種交通安全キャンペーンに積極的に参加する。

3. 環境対策の推進

環境保全対策委員会を中心に、地球温暖化防止対策を推進し、さらなる環境対策の推進を図るため、全日本トラック協会が策定した「新・環境基本行動計画」と「低炭素社会実行計画」を踏まえ、様々な観点から関係行政機関、団体と連絡を密にした積極的な取り組みを行う。

- (1) エコドライブ管理システム（EMS）の導入促進並びに補助等の支援対策を積極的に推進する。
- (2) ハイブリッド自動車などの環境対応車両の導入促進を図るため、補助等の支援対策を積極的に推進する。
- (3) 「グリーン経営認証制度」について、認証取得促進に向けた支援対策を積極的に推進する。
- (4) 新・環境基本行動計画に基づく、省エネに係る諸施策の促進等、関係機関と連携し積極的に事業を推進する。
- (5) 環境保全への意識高揚を図るため、環境問題全般に係る情報の収集並びに情報提供等を含めた啓発活動を行う。

4. 適正化事業の充実強化

トラック産業に係る安全対策、市場構造の健全化対策に基づく速報制度の

導入や、悪質事業者の排除に向けた監査方針並びに行政処分基準等の一部改正を踏まえ、行政とのなお一層の連携強化に努めるとともに、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の役割がさらに重要性を増すなかで、地方適正化実施機関の一層の中立性及び透明性を図りながら、地方適正化実施機関評議委員会への的確な対応を図り、17年目となる安全性評価事業（Gマーク）の認定取得の促進を図り、適正化事業指導業務の公正・着実な実施及び指導員の更なる資質向上に努める。また、安全性評価事業（Gマーク）制度の認知度アップを図るための広報・啓発活動を展開する。

- (1) 適正化事業実施機関として組織体制の更なる充実強化と、行政機関と連絡協調を図りながら、公平な競争条件を確保するため事後チェック体制の強化を図り、厳正かつ効果的な巡回指導を実施する。また事業の健全経営並びに輸送秩序の確立に資するため適正化指導員の資質向上を図り、重大事故を誘発する過労運転の防止、飲酒運転の根絶、過積載運行の防止等について指導を徹底するとともに、安全性優良事業所（Gマーク）の認定取得に向けた諸対策を積極的に推進する。
- (2) 事業所巡回指導においては、運輸安全マネジメントへの的確な対応をはじめ、不平等感の強い社会保険等未加入事業者に対する適正加入に向けた指導を徹底するとともに、巡回指導が国の事後チェック体制の補完的役割を担うことへの理解を浸潤させるとともに、事業者ニーズを踏まえた情報の提供、相談等のサポート的な指導を含め適切かつ効果的な指導を実施する。
- (3) 適正な原価意識に基づく健全経営の確保を図るとともに、安全運行の確保、違法行為防止の指導を積極的に推進する。
- (4) 新規許可事業者に対する特別巡回指導においては、コンプライアンスの確立を軸に指導を早期に行うとともに、運輸行政と連携を図りながら、新規許可事業者を対象とした指導講習会を活用し協会未加入事業者への対応に努める。

5. 輸送秩序確立対策の推進

適正化事業推進委員会を中心に、適正化事業実施機関と緊密に連携して、適正取引の推進をはじめ、飲酒運転の根絶、過積載運行・過労運転防止及び交通労働災害防止を最重点項目として、輸送秩序確立に向けて積極的な対応を図る。

6. 労働環境の整備と人材育成事業の推進

労働問題等対策委員会を中心に、働き方改革関連法及び労働関係法令改正を注視するなかで、労働環境の整備・改善を推進するとともに、ドライバーの高齢化並びに長時間労働による脳・心臓疾患の患者数が高止まりしていることを踏まえ、定期健康診断助成制度を活用し受診率の向上を図りながら、健康状態に起因する事故の未然防止に努め、輸送の安全性を確保する。

- (1) 長時間労働是正を図るため、生産性の向上や取引環境の改善等「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の実現に向けたセミナー等を開催し普及促進を図る。
- (2) 企業経営の健全化を図り労働環境を整備するとともに、各社の就業規則の見直しや、3・6協定の届出等について周知徹底を図り、引き続き労災保険収支改善運動を積極的に推進する。
- (3) 多様なニーズに対応できる企業に必要な人材を育成するため、中小企業大学校の講座受講の促進を図るとともに、人材育成事業並びに人的資源の開発については、運行管理者国家資格の取得等を目指す従業員に対し、幅広く知識を身につけてもらえるよう運行管理者試験対策講座を開講し、より豊富な知識と質の高い運行管理者の確保、更には事故を未然に防止する運行管理体制を確立することができる人材の育成を推進する。
- (4) 定期健康診断及びS A S（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査の受診費用の一部助成により、健康に起因する事故防止対策を推進する。
- (5) 人手不足を解消するため、運転免許の取得等に係る費用を助成するとともに、若年人材の確保及びプロドライバー養成に努める。
- (6) 業界の事業基盤確立のために、後継者育成を目的とした青年部会の活動に対して積極的に支援する。
- (7) 不慮の事故等により、心肺停止状態となった負傷者を少しでも救助することを目的として、各社のドライバーに対する指導体制の充実を図りながら、普通救命講習の修了者を一人でも多く輩出することにより、自ら事故を起こした時はもとより、事故等に遭遇した際に応急救護ができる人材を育成する普通救命講習会を実施する。更には、会員保有車両へ救急箱等応急措置キットを設置するなど事故時等における負傷者の応急処置体制を整備する。

- (8) 行政・荷主企業・運送事業者等が、トラックドライバーの長時間労働の抑制と生産性向上を目的に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善山梨県地方協議会」が5年目となる。

本年度も、「長時間労働改善ガイドライン」の周知及び山梨県地方協議会としての独自取り組みの検討を通じ引き続き労働条件の改善に努める。

- (9) 高速道路のSA、PAにおける慢性的なトラックの駐車スペース不足に対して高速道路沿いの遊休地を活用した「トラック専用スペース」の新たな確保に向けての実現について、要望活動などの対応を図る。

7. 運輸事業振興助成交付金の適正かつ有効な執行

交付金の執行については、交付金運営委員会が中心となり、交通事故防止対策、労働対策、環境対策、適正化事業の推進を重点とした交付金の趣旨に則した適正かつ有効な事業を執行する。

なお、主な助成事業としては以下の通りとする。

- (1) 健康診断の助成については、適切な健康診断等を受診させるとともに、病気等に起因する事故を未然に防止する観点から、本年度も継続的に助成金制度を活用し、更なる受診率の向上を図り輸送の安全を確保する。
- (2) ドライバー確保対策として、大型運転免許等取得に係る費用の助成を図るとともに労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。
- (3) デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー等の導入促進に係る補助等の支援対策をはじめ、自動車事故対策機構が実施する運転者適性診断の受診手数料の助成並びにSAS（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査費用の助成等、交通事故防止に資する安全対策を積極的かつ効果的に推進する。
- (4) 環境対応車導入費用等の一部助成事業を継続して実施するなど特に環境支援対策を積極的に推進する。
- (5) 近代化基金融資制度の利子補給事業を有効的に推進する。

8. 中小企業対策の推進

- (1) 標準貨物自動車運送約款、契約の書面化及び下請・荷主適正取引推進ガイドラインの普及・定着を推進する。
- (2) 中小企業に向けた諸施策への対応を図るとともに、経営基盤の強化を図る観点から、輸送原価の把握は必要不可欠である。このため、コスト管理を徹底しながら、事業の健全経営を促進する。
- (3) 物流及び経営問題全般についての研修会等を効果的に開催する。
- (4) 近代化基金融資、利子補給事業の推進を図り、会員の設備投資を強力に支援するとともに事業規模の適正化を推進する。
- (5) 山梨県中小企業団体中央会と連携を密に金融制度利用時に対する指導や、情報提供等を効果的に行い会員事業者の利便を図る。

9. 各種委員会及び部会の活性化

交付金運営委員会、総務委員会、労働問題等対策委員会、環境保全対策委員会、適正化事業推進委員会、事故防止対策委員会、事業推進委員会において、諸問題の解決に向けた対応を検討するとともに、青年部会、女性部会、路線部会、青果輸送部会、危険物車両部会、重量部会、霊柩部会、海上コンテナ部会でそれぞれに則した活発な活動を行い、専門部会ならではの時代に即した業務を推進する。

更に、新規許可事業者並びに未加入事業者のうち、良質な事業者に対する協会への加入促進を図りながら、会員総参加の協会運営により協会活動・部会活動の活性化を推進する。

10. 地震等災害対策の推進

- (1) 山梨県及び甲府市並びに日本赤十字山梨県支部と締結した「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき災害等緊急時における輸送車両の迅速にして円滑な出動体制を確立するため、必要に応じ「救援物資緊急輸送実施基準要綱」を見直すなど体制の整備充実を図る。
- (2) 県をはじめ市町村が主催実施する総合防災訓練に積極的に参加し、緊急救援物資の輸送訓練を実施する。
- (3) 全日本トラック協会が策定した「大規模災害発生時の緊急支援物資輸送対応標準マニュアル」に基づき、必要な体制整備を推進する。

- (4) 会員事業者の協力のもと、27年度には8カ所、28年度には12カ所の備蓄倉庫を設置、29年度は10カ所を加え、合計30カ所の小規模備蓄倉庫を設置しており、災害備品の補充・整備を行い、自家用スタンドを活用した給油ネットワークの整備と共に会員並びに地域住民が災害時に活用できるような体制整備を推進する。(H・Pに設置場所を掲載)

11. 広報活動の推進

トラック輸送が果たしている社会的役割と重要性を、その時々
の社会情勢と、トラック業界の置かれている現状を的確に捉え、公正
な競争環境の確保に向けて、業界が抱えている諸問題について県民
に広く理解を求めるとともに、トラック業界が実施する環境保全・
交通労災事故防止等の諸対策についても、業界内の意識の高揚を図
り、荷主並びに広く一般社会に対するPR活動を行う。

特に、広報媒体のテレビ、ラジオ、新聞、協会機関誌「山梨トラッ
クニュース」、インターネット上でのホームページ等を有効活用し
た、総合的な広報として業界の実態を知らしめる各種PRを行うと
ともに、会員にリアルタイムで有効な情報を提供する。また『トラ
ックは生活と経済のライフライン』をテーマとして、「トラックの
日」を中心とした各種イベントにおいて、トラック輸送の重要性と、
業界のイメージアップを図るための効果的な事業を展開する。

更には、『山梨県トラック協会公認キャラクター“かいとらくん”』
を有効活用し、効率的で効果的な業界実態PRを行う。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円
滑な運営に協力するとともに関係機関等との連携を図り、交通情報の
収集に努める。

12. 運行管理者試験業務の円滑な実施

貨物自動車運送事業法に基づく国土交通省の指定試験機関とし
て、運行管理者試験に関する事務を公正かつ適確に実施するため設
置された、公益財団法人運行管理者試験センターとの運行管理者試
験業務の実施に係る業務委託契約に基づき運行管理者試験を円滑に
実施する。

13. 新年賀詞交歓会の開催

平素から運送業界に各段のご高配を賜っております自治体をはじめとする関係機関・団体の皆様方と「県内物流情勢等の意見交換」及び「会員各位の親睦」を深めるとともに、トラック業界が抱えている各種諸問題への共通認識や業界の社会的地位の向上を図るため、「トラック関係団体新年賀詞交歓会」を開催する。

14. 表彰の実施

トラック運送事業の発展に貢献された事業主及び従事者に対して、次のとおり表彰を行う。

- (1) 功労役員への感謝状贈呈。
- (2) 永年勤続役員及び優良従業員表彰。
- (3) 無事故・無違反に対する表彰。
- (4) 安全性優良事業所に対する表彰。